



「六戸町農業委員会委員」と 「農地利用最適化推進委員」募集中！

～あなたの力を農地利用の最適化へ～



平成28年4月1日からの農業委員会委員の選任方法が、選挙制から公募制に変わりました。

農業に精通した方ならどなたでも自薦、他薦により候補者に応募できますので、奮ってご応募ください。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる20歳以上(令和8年4月1日現在)の者。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する地域内において農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる20歳以上(令和8年4月1日現在)の者。
定数	15人	10人
応募資格	ただし、次のいずれかに該当する方は資格がありません。 ①破産手続き開始決定を受けて復権を得ない者 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
応募方法	自薦、または他薦(団体推薦又は推薦日に20歳以上の者3人以上の連名による推薦)によります。農業者が組織する団体その他の関係者や農業者個人からの推薦、または自薦により応募を受け付けます。六戸町農業委員会委員候補者推薦書・六戸町農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書または応募書(六戸町役場農政課・六戸町農業委員会事務局の窓口配付、またはダウンロード)に必要事項を記入・押印のうえ、募集期間内に下記申込先へ直接または郵送で提出してください。 なお、提出された書類等は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。	
応募期間	令和7年12月22日(月曜日)から令和8年1月30日(金曜日)まで必着 ※応募者の氏名・担当地域等の状況は1月10日頃から随時、六戸町ホームページに記載をします。	
選任の方法	提出いただいた推薦書及び応募書の内容について、六戸町農業委員会の委員候補者選考委員会による選考を行います。※農地利用最適化推進委員と両方に応募できますが、兼務することは出来ません。 町議会の同意が得られた場合、7月に六戸町長が委員を任命します。 ただし、法律の規定により、 選考にあたっては次のような条件 があります。 ○認定農業者が過半数を占めなければなりません。 ○農業委員会の所掌する事務について利害の無い人を含まなければなりません。 また、法律の規定等により、 選考にあたっては次のような条件に配慮 します。 ○男性・女性のどちらか少ない性別の委員が1名以上になるように配慮します。 ○青年就農者を含め、世代構成に配慮します。 ○委員の数が、区域別に偏りがないように配慮します。	農地利用最適化推進委員選考委員会により候補者を選考し、7月に六戸町農業委員会が委嘱します。 ただし、 選考にあたっては、区域に偏りがないように配慮 します。 また、 農業委員と両方に応募できますが、兼務することは出来ません。
主な役割	○農地の権利移動等の申請許可、決定等の審査のため、月1回平日に開催される定例総会に出席。 ○農地パトロール及び農地利用状況調査を行っていただきます。 ○遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積を推進、新規就農者の支援をするための活動。 ○中間管理機構連携。 ○そのほか年数回平日に開催される各種研修会や大会に参加していただきます。 ○地域計画の実質化に伴うアンケート集計支援及びコーディネーター役としての活動。	○遊休農地の発生防止・解消に向けた区域の農地パトロール及び農地利用状況調査や農地所有者等へ働きかけ。 ○農業委員会の総会に出席し、自ら担当する区域の農地権利移動の申請地の現場確認や推進委員としての意見提出。 ○担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動。 ○年数回平日に開催される各種研修会などに参加していただきます。 ○地域計画の実質化に伴うアンケート集計支援及びコーディネーター役としての活動。
任期	3年間(令和8年7月20日～令和11年7月19日)	令和8年7月に委嘱された日から3年間
問い合わせ・申込先	六戸町農政課 〒039-2392 六戸町大字犬落瀬字前谷地60 TEL 0176-55-4495	六戸町農業委員会 〒039-2392 六戸町大字犬落瀬字前谷地60 TEL 0176-55-4509

